

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 宿直料・日直料は課税対象？

**Q**：当社は休日または夜間の留守番勤務の必要から、1回の宿直または日直に対して3,000円の宿日直料と食費1,000円を支給しています。源泉所得税の徴収が必要でしょうか。

**A**：1日400円が源泉所得税の課税対象になります。

#### 【解説】

日直または宿直の勤務に従事した従業員に支払う日直料または宿直料は、原則として給与等に該当しますので、源泉所得税の課税対象となります。

しかし、実費補填などの考慮から1回に支払う日直料または宿直料のうち、3,600円までの部分の金額については、課税しなくてよいことになっています。ただし、ご質問のように、食事の支給がある場合には、3,600円から食事の価額を控除した残額までの部分の金額だけが非課税となります。

また、次のような場合の日直料、宿直料については、その全額が給与等として課税対象になります。

- (1) 守衛、留守番、警備員などのように、休日、夜間勤務を正常の勤務とする者に対し、その本来の仕事について支給する日直料、宿直料
- (2) 日直、宿直に対し代日休暇が与えられる者に支給する日直料、宿直料
- (3) 一定額で支給せずに受給者ごとに給与の階級区分に応じて定められた金額（給与にスライドさせた金額など）により支給する日直料、宿直料

